

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	白石市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/11/

執行機関名 白石市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年白石市条例第25号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年白石市条例第25号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年白石市条例第25号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定</u> と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の <u>生活の安定</u> と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年白石市条例第25号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号又は第3号(これらの規定を同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	母子・父子家庭に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考		
----	--	--

○白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

昭和58年12月24日

条例第25号

改正 昭和59年9月29日条例第15号

昭和60年8月21日条例第14号

平成3年6月21日条例第15号

平成6年3月15日条例第5号

平成6年12月26日条例第16号

平成13年9月28日条例第18号

平成14年6月21日条例第22号

平成15年3月10日条例第6号

平成16年9月29日条例第18号

平成17年9月26日条例第20号

平成20年3月3日条例第15号

平成20年6月23日条例第24号

平成21年6月25日条例第18号

平成22年6月25日条例第15号

平成24年6月27日条例第19号

平成26年9月22日条例第18号

平成26年12月17日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭（以下「母子・父子家庭」という。）に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「母子・父子家庭の母又は父及び児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 「母子家庭の母子」母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法

律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
以下同じ。)を監護しているもの(以下「母子家庭の母」という。)及
びその者に監護されている児童

(2) 「父子家庭の父子」配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚
姻関係と同様の事情にあった者を含む。)と死別し、かつ、現に婚姻
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合
を含む。)をしていない男子又はこれに準ずるものとして規則で定める
者で現に児童を監護しているもの(以下「父子家庭の父」という。)及
びその者に監護されている児童

(3) 「父母のない児童」 規則で定める児童
(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」
という。)は、母子家庭の母若しくはその者に監護されている児童のいず
れか又は父子家庭の父若しくはその者に監護されている児童のいずれか又
は父母のない児童が市内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父及び児
童とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対
象者としなない。

(1) 他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象となる者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する
被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律
第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正す
る法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援
給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附
則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされ

た同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。)が、その者が前年12月31日において生計を維持した所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童

(4) 父母のない児童を扶養する者(以下「養育者」という。)又は母子家庭の母、父子家庭の父若しくは養育者の配偶者又は母子家庭の母又は父子家庭の父の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で、これと生計を同じくするもの又は養育者の扶養義務者で、その養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付の額を控除するものとする。以下「一部負担金」という。)について、次の額を超える場合における当該超える額に相当する額を当該助成対象者に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費

及び入院時生活療養費を除く。

(1) 入院 1件につき2,000円

(2) 通院 1件につき1,000円

2 前項の規定は、助成対象者が一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 第1項の規定は、助成対象者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日（やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）以後受けた医療に係るものに限るものとする。

4 前3項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。

（受給資格の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた助成対象者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、更新の登録申請を行う者の同意を得た上で、市の保有する公簿等により市長が更新の登録申請に必要な事項を確認することができたときは、更新申請書の提出を省略させることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該助成対象者に通知するものとする。

（所得額の確認）

第6条 市長は、助成対象者から前条第1項又は第3項に定める書類の提出を受けたときは、第3条第2項第3号及び第4号に定める所得の額及び第4条第1項に定める一部負担金の額を審査し、又は額を決定するため、第3条第2項第3号及び第4号に定める者並びにその者と同一の世帯に属する者又はその者の規則で定める社会保険各法の規定による被保険者の所得の額を課税台帳及びその他公簿等により確認することができるものとする。

(受給者証の交付等)

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された助成対象者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に規則で定める変更届を提出しなければならない。

3 受給者は、登録の有効期間終了又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返還届を提出するとともに、受給者証を返還しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定・交付)

第10条 市長は、前条の規定により受給者等から申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者等に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 1 1 条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 1 2 条 市長は、受給者の療養の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(助成金の返納)

第 1 3 条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 5 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条の規定は、公布の日から施行する。

(助成の適用)

2 この条例の規定による医療費の助成は、昭和 5 9 年 1 月 1 日以後に医療機関等において、医療を受けるものに対して行う。

附 則 (昭和 5 9 年 9 月 2 9 日条例第 1 5 号)

この条例は、昭和 5 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 6 0 年 8 月 2 1 日条例第 1 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 0 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年 6 月 2 1 日条例第 1 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

(助成の適用)

2 改正後のひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に医療機関等において医療を受ける者について適用し、施行日前に医療機関等において医療を受ける者については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 1 5 日条例第 5 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 1 2 月 2 6 日条例第 1 6 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日までの間に 1 8 歳又は 1 9 歳に達する者及び平成 6 年 1 0 月 1 日から平成 7 年 3 月 3 1 日までの間に 2 0 歳に達する者を現に扶養している母又は父については、改正後の自石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 1 3 年 9 月 2 8 日条例第 1 8 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 6 月 2 1 日条例第 2 2 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例中第 1 条及び第 2 条の規定は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日以後に医療機関等において医療を受ける者について適用し、同日前に医療機関等において医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 5 年 3 月 1 0 日条例第 6 号）

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 9 月 2 9 日条例第 1 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の白石市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例及び白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年10月1日以後に医療機関等において医療を受ける者について適用し、同日前に医療機関等において医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年9月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月23日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、白石市乳幼児医療費の助成に関する条例及び白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月25日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格登録申請又は更新登録申請を行う者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月27日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第18号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 17 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。